

○ 市町村サービス一覧【吉野川市】

【注意事項】

- この表は、令和6年10月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。
（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認ください。）
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年10月1日現在
（随時更新中）

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての 留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	市営住宅の入居申込	パートナーシップ関係にある2人を婚姻関係と同様の事情にある者とし、市営住宅の入居申込を可能とする。ただし、他に収入等の入居要件があり。	現に市内に住所又は勤務場所を有する者であること	○		都市計画住宅課	0883-22-2225	
2	金婚・ダイヤモンド婚記念式典の対象者	民法に基づく婚姻と同様に、本市金婚・ダイヤモンド婚記念式典の対象者となる。	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った日付等が分かる公的書類が必要	○		長寿いきがい課	0883-22-2264	
3	しあわせ住まいづくり支援事業	市内に住宅を取得した40歳未満の方へ補助金を交付する。 補助対象者要件のうち、「40歳未満の人又は生計を一にする同居の配偶者が40歳未満の人」を、生計を一にする同居のパートナーシップ関係にある人についても認める。		○		市長公室	0883-22-2203	
4	母子健康手帳の交付	妊婦が来庁できない場合、配偶者と同様に代理申請ができる。	・身分証明書（妊婦本人と代理人のマイナンバーカード等） ・委任状（市様式、本人が自署したもの） ※後日、本人と面談を実施します。詳細については、担当課に問い合わせください。	○		こども家庭センター	0883-22-2267	
5	災害時の安否情報の提供について	照会者は、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供する。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示	○		危機管理課	0883-22-2235	